

# 事業活動に伴って出るごみについて

農業、商業、工業など事業活動で出るごみは、自営・会社にかかわらず、行政収集の対象外です。資源化物も含め、**有料指定ごみ袋で出すことはできません**。排出者責任の原則のもと、自ら処理施設に搬入するか、廃棄物処理業者と契約して収集運搬・処分を依頼してください。



## ごみの不法投棄や不法焼却は犯罪です

### 不法投棄(未遂行為を含む)は法律により罰せられます

(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金など)

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号および第25条第2項〉

不法投棄を見かけたら、日時、場所、ごみの内容などをご連絡ください。

連絡先/不法投棄を発見したら警察及び環境事業課(086-803-1298)へ

### 野外でのごみの焼却(未遂行為を含む)や構造基準に適合しない小型焼却炉の使用は法律により罰せられます

(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金など)

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号および第25条第2項〉

#### 例外として認められているもの

- ・どんど焼きなどの風俗慣習上または宗教上の行事
- ・稲わらの焼却などの農業等を営むために必要なもの
- ・たき火やキャンプファイヤーなど軽微なもの

#### 焼却炉構造基準(主なもの)

- ・800℃以上で連続焼却できること
- ・温度計、助燃装置等の設置

(ただし、悪臭・煙害防止等、近隣への配慮が必要です。また、火災とまぎらわしい煙または火災が生じるおそれがある場合は、最寄りの消防署への届出が必要になる場合があります。)